

各 位

会 社 名 新家工業株式会社 代表者名 代表取締役社長 井上 智司 (コード番号:7305 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役 管理本部長 無田 哲洋

(TEL 06-6253-0221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第158期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 1. 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- (1) 変更案第 16 条 (電子提供措置等) 第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報 について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第 16 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の 範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

Ⅱ. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

Ⅲ. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 24 日 (金) 定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 24 日 (金)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款 変更案 第1条~第12条 (条文省略) 第1条~第12条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第3章 株主総会 第 13 条~第 15 条 (条文省略) 第13条~第15条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示と (削除) みなし提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類および連 結計算書類に記載または表示をすべき事 項に係る情報を、法務省令に定めるとこ ろに従いインターネットを利用する方法 で開示することにより、株主に対して提 供したものとみなすことができる。 (電子提供措置等) (新設) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類等の内容である情報につい て、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のう ち法務省令で定めるものの全部または一 部について、議決権の基準日までに書面 交付請求した株主に対して交付する書面 に記載しないことができる。 第 17 条~第 38 条 (条文省略) 第17条~第38条 (現行どおり)

下 利 利	現行定款	変更案
(新設) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供おび電子提供措置等に関する経過措置) 第2条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定の改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条は、な	附則	附則
(新設) 上提供および電子提供措置等に関する経過措置) 第2条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等	第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
3. 本条は、施行日から 6 ヶ月を経過した日 または前項の株主総会から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。	(新設)	し提供および電子提供措置等に関する経過措置) 第2条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定の改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条は、なお効力を有する。 3. 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除

以上